

柏市場業務条例の改正について（報告）

柏市公設総合地方卸売市場業務条例について、次のとおり改正したので報告します。

1 改正内容

- (1) 第23条（見出しを含む。）中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。
- (2) 第39条第4項第1号イ中「第19条の8第1項第1号」を「第19条の13第1項第1号」に改める。

2 施行日

平成19年3月28日（公布の日）

3 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(営業報告書の提出) 第23条 仲卸業者は、毎事業年度末日現在において<u>営業報告書</u>を作成し、その日から起算して90日以内に市長に提出しなければならない。 (市場外にある物品の卸売の禁止)</p> <p>第39条 略 2及び3 略</p> <p>4 第1項第2号の承認は、前項の規定による申請に係る取引が次の各号に掲げる要件を満たしているときに行うことができる。</p> <p>(1) 次に掲げる事項が当該取引の相手方に提供されることになること。 ア 略 イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の8第1項第1号に掲げる事項のうち規則で定めるもの(同条第1項又は第2項の基準が定められている生鮮食料品等の場合に限る。)</p> <p>(2)から(5)まで 略</p>	<p>(事業報告書の提出) 第23条 仲卸業者は、毎事業年度末日現在において<u>事業報告書</u>を作成し、その日から起算して90日以内に市長に提出しなければならない。 (市場外にある物品の卸売の禁止)</p> <p>第39条 略 2及び3 略</p> <p>4 第1項第2号の承認は、前項の規定による申請に係る取引が次の各号に掲げる要件を満たしているときに行うことができる。</p> <p>(1) 次に掲げる事項が当該取引の相手方に提供されることになること。 ア 略 イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の13第1項第1号に掲げる事項のうち規則で定めるもの(同条第1項又は第2項の基準が定められている生鮮食料品等の場合に限る。)</p> <p>(2)から(5)まで 略</p>

4 その他

同条例の改正に併せ、同条例施行規則第24条（見出しを含む。）中「営業報告書」を「事業報告書」に改め、平成19年4月1日から施行する。